

9月11日に合意された諮問事項について

9月11日に開催された議会運営委員会において、本日の議会運営委員会で審議する諮問事項を以下のとおり決定した。

【継続審議中の諮問事項】

No.	要 旨
2	陳情の参考送付について（提案会派：自民党） 提案理由 板橋区議会では、区政に関わる内容とはほど遠く、審査・審議することが極めて困難な陳情も散見されており、実際に審査・審議を行わず、審議未了とする状況も起きている。本来は区政に深く関係している内容や区民からの陳情を第一義的に審査・審議することが求められていると考えるが、ほとんどすべての陳情を受理し審査・審議している状況では、議会や理事者側の負担も大きくなっている。一方で、他区の陳情の取扱いを見てみると、様々な取扱いとなっている。例を挙げると、陳情を付託せずに議員への参考送付にとどめる取扱いや区民以外から提出された陳情は付託しない取扱いをしている区がいくつか存在している。そこで、陳情の参考送付について、他区の状況を調査し、板橋区議会における有用性や可否を検討すべきであると考え。
3	討論のあり方について（提案会派：自民党） 提案理由 1. 板橋区議会では委員会制を導入しており、概ね委員会に所属する議員が審査・審議し、本会議において討論を行っている。委員会に所属せず本会議で討論を行うことを否定するものではないが、当該委員会の議案や陳情の審査・審議に対して十分な理解を有しない状態で討論を行うことにならないようにすべきと考える。 2. 一般質問や総括質問等においては時間制がとられているが、討論においては時間制限がなく、何時間でも討論が可能となる状態が許されている。また委員会での質疑時間は一人20分を基調としていることから討論時間についても調整すべきと考える。
4	意見書等の提出に関する陳情の取り扱いについて（提案会派：公明党） 提案理由 意見書等の提出を求める陳情は、各常任委員会に付託して審査しているため、賛成多数で採択となる場合があるが、全会一致ではない場合があるため、意見書等を提出することができない場合がある。そのため、議会としての道義的責任が生じると考える。また、4人会派等、所属していない委員会で全会一致の採決となった場合、該当する会派は、委員会終了後、作成された意見書を案文で確認している。 以上の課題を解決するため、意見書等の提出を求める陳情については、採決が前提である「陳情」審査ではなく、議会全体の合意が図れるように、議会運営委員会への参考送付とし、意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論することを提案する。

諮問事項2 陳情の参考送付について

1 諮問事項提案会派

自民党

2 提案理由

板橋区議会では、区政に関わる内容とはほど遠く、審査・審議することが極めて困難な陳情も散見されており、実際に審査・審議を行わず、審議未了とする状況も起きている。本来は区政に深く関係している内容や区民からの陳情を第一義的に審査・審議することが求められていると考えるが、ほとんどすべての陳情を受理し審査・審議している状況では、議会や理事者側の負担も大きくなっている。

一方で、他区の陳情の取扱いを見てみると、様々な取扱いとなっている。例を挙げると、陳情を付託せずに議員への参考送付にとどめる取扱いや区民以外から提出された陳情は付託しない取扱いをしている区がいくつか存在している。

そこで、陳情の参考送付について、他区の状況を調査し、板橋区議会においての有用性や可否を検討すべきであると考えます。

3 他区（22区）の陳情取扱い状況

陳情はすべて参考送付としている区 3区	左記以外の区 19区
【参考送付等の基準】 	
区民以外からの陳情	9区
一定期間内に結果が出た陳情	5区
郵送の陳情	5区
継続中の請願（陳情）や同時に付託される請願と同内容の陳情	3区
外交問題（国際紛争）に関する陳情	2区
請願の扱いに準じると委員会が決定した陳情のみ審査	2区
毎年同じ内容で提出される陳情	1区
意見書の陳情	1区

※板橋区議会において、付託除外基準としているものを除く

4 解決策

(1) 参考送付基準をより厳格に適用する。

区民からの提出など、区政に深く関係する陳情の審査時間を優先的に確保するため、一部陳情については、全議員への「参考送付」とする基準を設定する。

【参考送付基準の案】

- 案① 区民（在勤・在学者を含む）以外からの陳情は、参考送付とする。
- 案② 郵送（障がい等の理由で来庁できない方は除く）の陳情は、参考送付とする。
- 案③ 過去1年間に於いて結論が出た陳情で、状況の変化がないものは、参考送付とする。
- 案④ 外交問題（国際紛争）及び国際機関等からの指摘等に関して国等に対応を求める陳情は、参考送付とする。

解決策 (1)-①

案①と案②に該当し、加えて案③または案④のどちらかに該当する陳情に適用する。
例：区民以外かつ郵送で、過去1年に結論が出て変化がないもの（①・②・③に該当）
例：区民以外かつ郵送で、外交問題（国際紛争）及び国際機関等からの指摘等に関して国等に対応を求めるもの（①・②・④に該当）

解決策 (1)-②

案①～④のうち、複数の項目に該当する陳情に適用する。

(2) 参考送付として基準を整備するのではなく、当面は付託除外基準の参考として運用していく。

解決策 (2)

上記の案①～④を、付託除外基準（8）「その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの」の判断目安とする。

※ 4（1）・（2）で示した3つの解決策に該当する陳情であっても、区政や区民生活に密接に関係し、板橋区議会で審査することが適当な陳情は審査対象とする。

5 前回議会運営委員会における意見

- ・区民であるか否かに関わらず議会の審査になじまないものについては、付託除外基準（8）「議会の審査になじまないと議長が判断するもの」を適用することが可能であり、新たに条件を付ける必要はない。

諮問事項3 討論のあり方について

1 諮問事項提案会派

自民党

2 提案理由

- (1) 板橋区議会では委員会制を導入しており、概ね委員会に所属する議員が審査・審議し、本会議において討論を行っている。委員会に所属せず本会議で討論を行うことを否定するものではないが、当該委員会の議案や陳情の審査・審議に対して十分な理解を有しない状態で討論を行うことにならないようにすべきと考える。
- (2) 一般質問や総括質問等においては時間制がとられているが、討論においては時間制限がなく、何時間でも討論が可能となる状態が許されている。また委員会での質疑時間は一人20分を基調としていることから討論時間についても調整すべきと考える。

3 討論に関する申合せ

討論者や討論時間に関する申合せはないが、討論申し出の期日を定めた申合せがある。

4 解決策

常任委員会で審査した案件に関する本会議での討論は、当該委員会の委員が行うことを原則とし、討論時間の上限の目安（例：5分）を設定する。

5 前回議会運営委員会における意見

- ・本諮問事項は、討論権を制限することではなく、制度的担保を示すことで、議論の精緻化を目指すものである。
- ・案件への十分な理解を有しない状態で討論を行うことへの懸念は理解するため、議事録の確認などをしっかり行うよう、注意喚起することで対応ができる。
- ・交渉会派は討論を行えるが、交渉会派以外は当該案件が付託された委員会の委員のみ、討論を行うことができるとする考え方もある。

6 新たな解決策

- (1) 常任委員会で審査した案件に関する本会議での討論は、当該委員会の委員が行う。ただし、当該委員がやむを得ず討論を行えない場合は、当該委員が所属する会派の議員と交代することができる。
- (2) 討論時間の上限は、5分を目安とする。

諮問事項4 意見書等の提出に関する陳情の取り扱いについて

1 諮問事項提案会派

公明党

2 提案理由

意見書等の提出を求める陳情は、各常任委員会に付託して審査しているため、賛成多数で採択となる場合があるが、全会一致ではない場合があるため、意見書等を提出することができない場合がある。そのため、議会としての道義的責任が生じると考える。また、4人会派等、所属していない委員会で全会一致の採決となった場合、該当する会派は、委員会終了後、作成された意見書を案文で確認している。

以上の課題を解決するため、意見書等の提出を求める陳情については、採決が前提である「陳情」審査ではなく、議会全体の合意が図れるように、議会運営委員会への参考送付とし、意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論することを提案する。

3 現状

議会慣行では、意見書等については、原則として全会一致により提出となっているため、意見書提出を求める陳情が賛成多数で採択となった場合、板橋区議会が賛成多数で採択した陳情の内容を関係機関に伝えるにとどめている。

4 課題

(1) 議会の行動原則の矛盾

「意見書の提出を求める陳情」を多数決で表決をしている一方で、意見書の提出は全会一致を原則としている。

(2) 議会として不作為の可能性

議会として陳情を議決（採択）しておきながら、自らは議決に伴った行動をしていない。執行機関送付の陳情を議決（採択）した際は、議会として執行機関に誠実な対応を求めていることとの整合性が問われている。

(3) 陳情者に対する説明責任

議会としては、意見書の提出を原則として全会一致としていることや、関係機関に陳情の写しを送付することでは、陳情者に対する説明責任が果たせていない。

5 解決策

案① 意見書等の提出を求める陳情は、議会運営委員への参考送付とする。

意見書等の提出を求める陳情については、採決が前提である「陳情」審査ではなく、議会全体の合意が図れるように、議会運営委員会への参考送付とし、意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書等と併せて幹事長会において議論する。

案② 陳情の表決結果を踏まえて、賛成多数でも意見書等を提出する。

陳情採択と意見書等未提出の不整合を正すため、賛成多数でも意見書等を提出する。
なお、会派提案の意見書等は、引き続き全会一致を原則とする。

6 解決策②を採用した場合の課題（運営方法）

- (1) 意見書の提案者
委員会において採択を主張した委員が提案者となる。
- (2) 本会議での意見書議案の提案理由説明
委員会において採択を主張した委員の中で、年長委員が提案理由の説明を行う。
- (3) 本会議での意見書議案に対する討論
申出により、討論することが可能となる。
- (4) ホームページ・区議会だよりでの意見書議案に対する態度の掲載
議案・請願・陳情と同様、意見書の表決態度を掲載する。
- (5) 意見書等の提出を求める請願の取り扱い
陳情同様、解決策②の考えを適用する。

7 前回議会運営委員会における意見

- ・議会意思の表明については考えていくべきだが、課題を整理する必要がある。
- ・会派提案の意見書についても、議会運営委員会において表決を行うべきである。